

加東市

妊婦健康診査費助成のお知らせ

加東市では、妊婦さんに安心して出産を迎えていただくために、妊婦健康診査費の助成を行っています。

助成内容等については、下記をご覧ください。



◆ 妊婦健康診査費助成内容

			助 成 内 容
対 象 者			加東市に住民票がある方で、 母子健康手帳の交付を受けた妊婦
助 成 回 数			制限なし
助 成 金 額			上限 130,000 円（※1）
助成方法	助成券	使用できる医療機関	兵庫県内の医療機関 （使用できない医療機関もあります）
		交付枚数	34 枚【下記参照】 （ご本人以外は使用できません）
	償還払い （払い戻し）		助成券が使用できない医療機関（県外の医療機関等）で受診する場合、一旦全額をご負担願います。後日、領収書等を持参のうえ申請し、助成額をお返しします。（裏面参照）

（※1）健診費用が助成券右上記載の額面を超える場合、超過分はご本人負担となります。
また、「初回の妊娠判定」、「保険適用費用」等については、助成対象外となりますので、ご了承ください。

◆ 助成券について

【券種】

- ・ 15,000 円券×2 枚 ・ 10,000 円券×1 枚 ・ 5,000 円券×12 枚
- ・ 2,000 円券×11 枚 ・ 1,000 円券×8 枚

※ 多胎の場合は、5,000 円券×4 枚＝20,000 円追加します。

※ 助成券は併用することで複数枚使用できます。

※ 助成券を紛失、破棄された場合は再発行できません。ご注意ください。



【裏面もご覧ください】

◆ 償還払いについて

償還払いをご希望される方は、妊婦健診終了後に加東市健康課（保健センター）で手続きをしてください。

【償還払いに必要なもの】

- ・妊婦健康診査費助成券
- ・妊婦健康診査費の領収書（原本）と明細書
- ・振込先口座番号がわかるもの

◆ 転入された場合

他の市町村から転入された方は、加東市での助成券を新たに発行します。母子健康手帳を持って加東市子育てスマイルセンターにお越しください。

◆ 転出された場合

他の市町村へ転出された方は、**加東市の助成券は使用できません。**

転出の際は、加東市子育てスマイルセンター（健康課）へ助成券を返還してください。

→転出された後も、加東市の助成券を使用された場合は、その費用を返還していただきますのでご注意ください。

なお、転出先での妊婦健康診査費助成につきましては、直接転出先の市町村へお問い合わせください。

☆ **使用しなかった助成券は、加東市子育てスマイルセンター（健康課）まで返却してください。**



☆お問い合わせ先☆

〒673-1493 加東市社 50 番地

加東市子育てスマイルセンター

（市役所 2 階 健康課）

TEL：0795-43-0432

0795-43-0435